

別表十六(九)

「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

「期首特別償却準備金の金額24」

前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額28」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。

「均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 25」

当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。

(1) 「(23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 」

の分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

(2) 「(23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 」

の分母は、特別償却対象資産の区分に応じ、それぞれ次によります。

① 減価償却資産の場合

法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。
(法定耐用年数) (分母の月数)

- イ 2年…………… 24
- ロ 3年…………… 36
- ハ 4年…………… 48
- ニ 5年、6年、7年、8年又は9年…………… 60
- ホ 10年以上 …… 84

② 繰延資産の場合

その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数の区分に応じ、それぞれ次によります。

(支出の効果の及ぶ期間の月数) (分母の月数)

- イ 60月未満 …… 支出の効果の及ぶ期間の月数
- ロ 60月以上120月未満…………… 60
- ハ 120月以上…………… 84

| | | | |
|--|----|---|---|
| 積立事業年度 | 22 | … | … |
| 各積立事業年度の積立額のうち損金算入額 | 23 | | 円 |
| 期首特別償却準備金の金額 | 24 | | |
| 均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ | 25 | | |
| 同上以外の場合による益金算入額 | 26 | | |
| 合計 (25) + (26) | 27 | | |
| 期末特別償却準備金の金額 (24) - (27) | 28 | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | |
| | | | 円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 25」

個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額(措置法第52条の3第6項第3号((準備金方式による特別償却))による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。)を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。

添付書類

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。